

診療報酬体系の見直しについて

診療報酬体系の見直しについて

医療保険制度及び診療報酬体系に関する基本方針（平成15年3月28日閣議決定）に沿って、見直しを進めているところ。

基本的な考え方

少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等を踏まえ、社会保障として必要かつ十分な医療を確保しつつ、患者の視点から質が高く最適の医療が効率的に提供されるよう、必要な見直しを進める。

その際、診療報酬体系の評価に係る基準・尺度の明確化を図り、国民に分かりやすい体系とする。

基本的な方向

- ① 医療技術の適正な評価（ドクターフィー的要素）
- ② 医療機関のコストや機能等を適切に反映した総合的な評価（ホスピタルフィー的要素）
- ③ 患者の視点の重視
等の基本的な考え方に立って見直しを進める。

(1) 医療技術の適正な評価

- ① 医療技術については、出来高払いを基本とし、医療従事者の専門性やチーム医療にも配慮しつつ、難易度、時間、技術力等を踏まえた評価を進める。そのために必要な調査・分析を進める。

現行制度の概要

- 手術については、個々の手術ごとに点数が設定されており、これまで、難易度の観点を踏まえた評価の精緻化が図られてきている。

- また、平成14年度より手術について施設基準を導入し、症例数や医師の経験年数等による評価を行っている。

平成14年度 症例数が一定未満の場合又は10年以上の経験を有する常勤の医師がいない場合には、点数を減算する仕組みとして導入

平成16年度 患者への情報提供の観点を要件に追加。症例数が一定以上の場合に点数を加算する仕組みに変更

現行制度の課題

- 難易度、時間等を踏まえた評価については、平成16年度に、手術ごとの手術時間及び手術医師数に係る実態調査を実施。

→ 本調査では、手術時間について、同じ手術であってもばらつきがあるとの結果であった。

手術医師数については、一定程度手術の難易度を反映しているものと考えられるが、更なる精緻化が必要であるとの結果であった。

- 技術力を踏まえた評価については、平成16年度に、症例数とアウトカムとの関係について、調査を実施。

→ 本調査では、症例数とアウトカムとの関係について、一部の手術を除き、相関は認められないとの結果であった。

検討の視点

- 難易度、時間、技術力等を踏まえた評価

(1) 医療技術の適正な評価

- ② 高脂血症、高血圧、糖尿病等の生活習慣病等の重症化予防を重視する観点から、栄養・生活指導、重症化予防等の評価を進める。

現行制度の概要

- 高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者の治療のため、治療計画書に基づき、服薬、運動、休養、栄養、喫煙及び飲酒等の生活習慣に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合に、診療報酬上の評価を行っている。
- 生活習慣病等の患者に対する栄養指導については、腎臓食、肝臓食、糖尿食等の特別食が必要と認められる患者に対し、医師の指示に基づき、管理栄養士が栄養指導を行った場合に、診療報酬上の評価を行っている。

現行制度の課題

- 医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等のチームワークにより、患者の栄養状態を評価・判定し、経口栄養、経管・経腸栄養、経静脈栄養等の栄養補給法を行うことにより、患者の栄養状態を改善する取組が進められている。

患者の栄養管理を入院早期から行い、在院日数の短縮を促す観点から、チーム医療による重症化予防の取組強化が求められる。

検討の視点

- 生活習慣病等の重症化予防

(1) 医療技術の適正な評価

- ③ 医療技術の進歩や治療結果等を踏まえ、新規技術の適切な導入等が図られるよう、医療技術の評価、再評価を進める。

現行制度の概要

- 新規技術については、通常2年に1回行われる診療報酬改定の際に、以下の2つの方法により、保険導入される。
 - ① 保険外 → 保険導入
 - ② 保険外 → 保険診療と保険外診療との併用 → 保険導入

【①について】

- 学会等からの要望について、中医協の下に設けられた専門家による組織（診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会）において、客観的なデータに基づく検討を行い、中医協における審議を経て、保険導入の適否について決定。

【②について】

- 高度先進医療として一部の医療機関に限って保険診療と保険外診療との併用が認められた技術については、中医協の下に設けられた専門家による組織（高度先進医療専門家会議）において、実績報告に基づく検討を行い、中医協における審議を経て、保険導入の適否について決定。

- 今般新たに保険診療と保険外診療との併用が認められた先進医療についても、厚生労働大臣の設置に係る専門家による組織（先進医療専門家会議）において、実績報告に基づく検討を行い、中医協における審議を経て、保険導入について決定する予定。

現行制度の課題

- 新規技術の保険導入に当たっては、保険導入手続の透明化・明確化の視点が求められている。

検討の視点

- 保険導入手続の透明化・明確化

(2) 医療機関のコスト等の適切な反映

入院医療について必要な人員配置を確保しつつ、医療機関の運営や施設に関するコスト等に関する調査・分析を進め、疾病の特性や重症度、看護の必要度等を反映した評価を進めるとともに、医療機関等の機能の適正な評価を進める。

現行制度の概要

- 入院時の食事については、食事の質の向上、患者の選択の拡大等を図るため、平成6年10月から、入院時食事療養費制度を導入

- ・ 一般の場合、1日につき1,920円
- ・ これに、管理栄養士による食事療養、適時・適温の食事療養等の要件を満たす場合の加算や、腎臓食、糖尿病食等の治療食を提供した場合の加算あり

- また、入院して療養している者と在宅等で療養している者との公平を図る観点から、食事に関して家庭でも要している程度の額を、標準負担額として患者から徴収（1日単位の定額）

- ・ 一般の場合、1日につき780円
（標準負担額は、総務省の家計調査における1人当たりの平均の材料費の額を勘案して設定）

現行制度の課題

- 入院時の食事については、平成16年度に、医療機関における入院患者給食に係る費用等の実態を把握するための調査を実施し、現在、集計作業中。
- 医療安全及び医療のIT化については、平成17年度よりコストに係る調査を実施する方向で、現在、調査設計作業中。

検討の視点

- コストの実態を踏まえた評価
（入院時の食事、医療安全、医療のIT化等）
- 薬剤、材料代等の「もの代」の位置付け

(2) 医療機関のコスト等の適切な反映

① 疾病の特性等に応じた評価

急性期入院医療については、平成15年度より特定機能病院について包括評価を実施する。また、その影響を検証しつつ、出来高払いとの適切な組合せの下に、疾病の特性及び重症度を反映した包括評価の実施に向けて検討を進める。

現行制度の概要

- 急性期入院医療における診断群分類別包括評価（DPC）
 - ・ 「疾患」と「入院後に行われる医療行為」の組合せにより、約3,000の診断群分類を設定し、
 - ・ そのうち約1,700の分類について、入院基本料、投薬、注射等に係る費用を1日当たりで包括して評価。
- DPCに基づく診療報酬の支払いが行われているのは、現在、144病院。
平成15年度 特定機能病院等82病院について導入
平成16年度 民間病院等62病院について試行的適用
 - * 医療機関ごとの医療費の前年度実績が担保できるよう、医療機関ごとに調整係数を設定
- DPC導入の影響評価を行うため、上記144病院のほかに、平成16年度に145病院、平成17年度にも200以上の病院が、調査に協力。

現行制度の課題

- 平成16年度調査においては、在院日数の平均の減少等の効果が見られるとともに、危惧されていた粗診・粗療等は認められなかったとの結果であった。
 - * 在院日数の平均の減少（平成14年：21.22日 → 平成16年：19.11日）、後発医薬品等の使用割合の増加、検査・画像診断の外来医療への移行、がんの化学療法・放射線療法のための計画的再入院の増加等、効率化が進んでいる。
 - * 死亡割合、術後在院日数等に大きな変化はなく、退院患者の転院先の病院における評価・患者満足度もおおむね高い。

検討の視点

- DPCの適用拡大を通じた急性期入院医療の効率化